

格付提供方針等に基づく適時開示情報

- 信用格付業者の商号及び登録番号：フィッチ・レイティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）
- 格付付与日（格付委員会における格付決定日）：2015年9月14日
- 主任格付アナリスト：森村直樹
- 信用格付の付与について当社を代表して責任を有する者：黒田 篤
- 信用格付の付与に当たり採用した次に掲げる事項の概要（区分：金融機関）
 - 信用状態に関する評価の前提となる事項及び信用状態に関する評価の結果を示す等級を定めるために用いる基準：弊社ウェブサイト（[「格付の定義」](#) > 「格付の定義をダウンロード」（PDF））に掲載された「格付及びその他の形態の意見に関する定義」を参照のこと。
- 信用格付の付与に係る方法（重要なものに限る）：

「[Global Non-Bank Financial Institutions Rating Criteria](#)」（2015年4月28日付）の概要は、以下のとおりである。

本格付基準は、証券会社、資産運用会社、事業開発会社及び金融・リース会社（政策金融機関を含む）を含む非銀行金融機関の分析手法を説明するものである。

単体分析時の5つの要素：ソブリン、準ソブリン又は機関によるサポートが、決定要因とならない限り、非銀行金融機関の発行体デフォルト格付（IDR）は、その本質的な信用力に対する分析によって決定される。フィッチでは、非銀行金融機関単体のプロファイル分析において、事業環境、会社概要、経営及び戦略、リスク選好、財務特性という5つの主要要素を検討する。前3要素については、銀行又は非銀行であるかを問わず金融機関全体に共通するものであるが、リスク選好及び財務特性に関する分析は、当該企業が属するサブセクター固有のものとなる。

バランスシートによる区分：非銀行金融機関のサブセクター内において、フィッチでは、バランスシートの利用度合いに応じて、当該事業の分析上区別をしている。バランスシート集約型事業における収益性指標では、資産及び株主資本の利回りが中心となる一方、レバレッジ比率は資本性指標に焦点を当てている。軽資産戦略においては、営業利益率が収益性に関する一般的な指標となる一方、キャッシュフロー・レシオがレバレッジ分析に用いられる。

支援要素：フィッチが非銀行金融機関に格付するうえで考慮する支援のもっとも一般的な形態は、親機関からの機関支援である。潜在的な支援の分析上、フィッチは、支援者が適時に支援を提供する能力及び性向の両方を検討する。

デフォルト・リスク、回収見込み：非銀行金融機関の債券格付には、他のコーポレート・ファイナンス・セクターと同様に、個々の金融債務（通常、有価証券）の全体的な信用リスク水準に関するフィッチの見解が反映される。この見解は、個々の債務がデフォルトする蓋然性（又は「債務不履行（non-performance）」となるリスク）と、デフォルト／債務不履行に陥った場合の債権者の回収見込みの両方の評価を織り込んだものである。

IDRと同水準の一般債務格付：非銀行金融機関の無担保一般債務の格付は、通常、その長期 IDRと同水準とされるが、実質的に高い劣後性が認められる場合や、バランスシート上の多くの資産に担保が設定されている場合にはノッチダウンされる可能性がある。

- 信用格付の対象となる事項の概要：

格付対象プログラム：Nomura International Funding Pte. Ltd. Note, Warrant and Certificate Programme
(ただし、野村ホールディングス株式会社（野村ホールディングス）又は野村證券株式会社（野村證券）保証の無担保普通社債のために用いられる場合に限る。)

発行限度額：4,500,000,000US ドル又はその相当額（Notes 及び redeemable Certificates の合計額に適用）

直近のプログラム更新日：2015年5月14日

格付アクションの内容 :

－長期格付：「A-」（Aマイナス）に据え置き

- **格付関係者の氏名又は名称：**Nomura International Funding Pte. Ltd.（発行者）、野村ホールディングス又は野村證券（保証人）、Nomura Singapore Limited（アレンジャー）

- **付与した信用格付の前提、意義及び限界：**

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報を依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

- **信用格付の付与に当たり利用した主要情報に関する以下の事項**

(1) **当該情報の概要：**

- a) 野村ホールディングスの有価証券報告書
- b) 野村ホールディングスの決算短信
- c) 格付対象プログラムの目論見書

(2) **当該情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：**

上記情報については、それぞれ以下であることを確認した。

- a) 格付関係者による法定開示であり、また当該情報に関する第三者検証（監査）は実施済み
- b) 証券取引所の適時開示ルールに則り格付関係者から提供された公開情報
- c) 格付関係者により信頼すべきものと推奨されている情報

(3) **当該情報の提供者：**野村ホールディングス

- **当社に対して直近1年以内に講じられた監督上の措置の内容：**なし

フィッチの全信用格付は、所定の制約及び免責の対象となっています。弊社ウェブサイトから当該制約及び免責事項をご覧ください（www.fitchratings.co.jp : 「格付の定義」 > 「信用格付を理解する：利用と制約」）。さらに、格付の定義及び利用規約は弊社のウェブサイト www.fitchratings.co.jp に掲載されています。公表された格付、格付基準、格付手法も同サイトに常時掲載されています。フィッチの行動規範、守秘義務、利益相反、関連会社間のファイアウォール、コンプライアンス及びその他の方針・手続等も www.fitchratings.com / www.fitchratings.co.jp 上の「Code of Conduct」 / 「行動規範」のセクションにてご覧いただけます。